

令和8年度女性活躍推進法に基づく情報の公表

1 採用した労働者に占める女性労働者の割合（令和7年度実績）

正 規	10名（内女性9名）	90%
非正規	35名（内女性35名）	100%

2 管理職に占める女性の割合（令和8年4月現在）

管理職	15名（内女性10名）	66.7%
-----	-------------	-------

3 係長級にある者に占める女性労働者の割合（令和8年4月現在）

係長職	18名（内女性9名）	50%
-----	------------	-----

4 労働者の一月当たりの平均残業時間（令和7年度実績）

正規職員	4.6時間
臨時職員	1.0時間
パート職員	0.7時間

5 男女の賃金の差異 【算出方法】 女性（平均年間賃金）÷ 男性（平均年間賃金）×100%

区分	男女の賃金の差異
正規雇用	85.3%
非正規雇用	95.2%
全労働者	71.1%

- ▶対象期間：令和7事業年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）
 - ▶賃金：基本給、時間外労働に対する報酬、賞与等を含む
 - ▶非正規雇用：臨時職員、パート職員を含み、登録職員を除く
- *なお、パート職員については、正規雇用労働者の所定労働時間（8時間/日）をもとに人員の換算を行っている。

（補足説明）

- 保育士を中心に年齢層の低い女性職員を採用していることから、相対的に賃金水準の低い女性労働者が増えた。
 - 短時間労働の女性パート職員（特に20時間未満）が増加していることから、短時間勤務のため年間賃金も低くなった。
- 以上の観点から男女の賃金差異が生じています。